

第二種運転免許取得費助成事業について

【目的】

大型自動車、中型自動車及び普通自動車の第二種免許を取得した者に対し、雄武町第二種免許運転免許取得費助成金を交付することにより、雄武町の公共交通の担い手の育成を促進し、持続可能な公共交通の構築及び活性化に寄与することを目的とする。

【助成対象者】

- ・自動車の運転免許であって、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許の資格を取得した者
- ・雄武町内の全部又は一部を営業区域とする旅客運送事業者に就労又は就労予定の者で、当町に住所を有する 65 歳未満のもの
- ・資格取得者であって自ら資格取得費用を負担したもの
- ・町税等の滞納者は、助成対象としない

【助成対象経費】

- ・申請日の前日から起算して 12 か月前までに支払った資格取得に係る教習料金及び受験料（検定等不合格による補習料金及び再検定費用を除く）

【助成金の額】

- ・助成対象経費の 10 分の 10 以内（千円未満切捨て）
- ・限度額 400 千円
《参考》第二種運転免許取得費用の目安（普通 200 千円～300 千円、
中型 300 千円～400 千円、大型 400 千円～600 千円）

【事業開始時期】

- ・できる限り早期の開始を検討

【その他】

- ・申請期限は、資格を取得した日の翌日から起算して 6 か月以内
- ・資格を取得し、乗務を開始した日から起算して 3 年以内に乗務員を離職したときは、助成金の返還を命ずる。

【要綱】

- ・別添（案）のとおり

雄武町第二種運転免許取得費助成金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、大型自動車、中型自動車及び普通自動車の第二種免許を取得した者に対し、雄武町第二種運転免許取得費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、雄武町の公共交通の担い手の育成を促進し、持続可能な公共交通の構築及び活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格 自動車の運転免許であつて、道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条に規定する大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許をいう。
- (2) 資格取得者 雄武町内の全部又は一部を営業区域とする旅客自動車運送事業者に就労又は就労予定の者であつて、当町に住所を有する65歳未満のものをいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付対象者は、資格取得者であつて自ら資格取得費用を負担したものである。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者又は世帯員のいずれかが雄武町町税等の滞納者に対する特別措置に関する条例（平成19年条例第3号）第2条第1号に規定する町税等を滞納している場合は、助成対象者としなない。

（助成対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、申請日の前日から起算して12か月前までに支払った資格取得に係る教習料金及び受験料とし、検定等不合格による補習料金及び再検定費用を除くものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、40万円を限度とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雄武町第二種運転免許取得費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、資格を取得した日の翌日から起算して6か月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 資格取得を証明する書類（運転免許証の写し等）
- (2) 資格取得に要した費用の領収書の写し

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、雄武町第二種運転免許取得費助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第8条 前条の交付決定の通知を受けた者は、雄武町第二種運転免許取得費助成金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた日から起算して30日以内に、助成金を支払うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、助成金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。

(2) 資格を取得し、乗務を開始した日から起算して3年以内に乗務員を離職したとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

雄武町第二種運転免許取得費助成金交付申請書

年 月 日

雄武町長 様

申請者 住 所 雄武町

氏 名

連絡先

雄武町第二種運転免許取得費助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、この申請に関して、申請者及び世帯員の町税等の納付状況を確認することに同意します。また、旅客自動車運送事業者に就労又は就労予定の状況を確認することに同意します。

記

資格の名称	第二種	大型 ・ 中型 ・ 普通	
申請者	生年月日	年 月 日 (歳)	
教習所	所在地		
	名称		
	教習期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
免許交付年月日	年 月 日		
旅客自動車運送事業者	所在地		
	名称		
	就労年月日	年 月 日 就労 ・ 就労予定	
助成金	教習料等(A)	他の助成金等(B)	自己負担額(A)-(B)=(C) ※1,000円未満切捨て
	申請額(C)	円	
円 ※自己負担額(C)が限度額(40万円)を超える場合は、限度額を記入			

添付書類

- (1) 資格取得を証明する書類（運転免許証の写し等）
- (2) 資格取得に要した費用の領収書の写し

様式第2号（第7条関係）

雄武町第二種運転免許取得費助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日

様

雄武町長 ㊟

雄武町第二種運転免許取得費助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金を交付します。

(1) 交付決定額 _____ 円

(2) 取得資格の内容 _____

2 却下します。

却下理由 _____

3 その他

(1) 助成金の交付決定を受けた場合は、雄武町第二種運転免許取得費助成金請求書（様式第3号）を提出してください。

(2) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたことが判明したときは、助成金の返還を命じることがあります。

(3) 資格を取得し、乗務を開始した日から起算して3年以内に乗務員を離職したことが判明したときは、助成金の返還を命じることがあります。

様式第3号（第8条関係）

雄武町第二種運転免許取得費助成金請求書

年 月 日

雄武町長 様

請求者 住 所 雄武町

氏 名

連絡先

雄武町第二種運転免許取得費助成金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込口座

金融機関	銀行・信用金庫 漁協・農協	本店・支店 本所・支所
(ふりがな)	()	口座種別 普通・当座
口座名義		口座番号